

令和4年度第3回浜松市博物館協議会 会議録

第1 開催日時

令和5年2月28日（火）午前10時から正午まで

第2 開催場所

浜松市博物館2階会議室

第3 出席状況

（出席委員）

笹原恵会長、有菌亮太郎委員（Web参加）、竹内誠人委員（Web参加）、
田中裕二委員、二本松康宏委員、廣瀬憲雄委員（Web参加）、
安池真美委員、渡部いづみ委員

（欠席委員）

なし

（事務局）

山本浩史博物館長、
鈴木京太郎博物館学芸G長、後藤崇臣博物館運営G長

第4 傍聴者

なし

第5 議題、内容及び結果

(1) 令和3年度博物館事業評価

- 人員配置について、博物館協議会や文化財保護審議会の名義で申し入れをするなど、協議会や審議会を活用していただきたい。

(2) 令和5年度博物館事業予定等について

- 戦略指標1の定量的評価3「新規受入資料の展示公開率」は、公開の考え方を変更した上で残す。

(3) その他

意見、質問の詳細は「第 8 発言内容」のとおり。

第6 会議資料の名称

- 1 資料 1 令和 3 年度博物館事業評価
- 2 資料 2 令和 5 年度事業の予定
- 3 資料 3 令和 5 年度博物館事業評価（内容、目標値の確認）
- 4 報道発表・博物館の資料管理に係る職員の処分について

第7 発言内容記録方法

文字 / 録画 / 録音

第8 発言内容

1 開会

博物館長 (開会)

博物館長 浜松市博物館条例第 21 条第 1 項の規定によれば、本会議の議長は会長だが、議事に入るまでの間、私が司会を務める。

博物館長 定足数の確認を行う。
全委員 8 人中 7 人が出席であり、浜松市博物館条例第 21 条第 2 項で規定する定足数に達しているため、本会議は成立する。(二本松委員は途中から参加)

博物館長 浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱第 3 条に基づき、本日の会議は原則どおり公開とする。
なお、本日の会議だが、事務局で会議録を作成するため、録音させていただく。

2 議事

笹原会長 議事の進行を務めるので、皆様の御協力をお願いしたい。

まず、会議録署名人の指名について、会長が指名した
1名が署名を行うことになっている。

本日の会議録の署名は、田中委員にお願いする。

(田中委員、了承)

(1) 令和3年度博物館事業評価

ア 戦略指標1

笹原会長 それでは、議事に入る。

1番目の「令和3年度博物館事業評価」について、事務局から説明をお願いします。

博物館学芸G長 (資料に基づき説明)

笹原会長 戦略指標1について、意見等はあるか。

(意見等なし)

イ 戦略指標2

渡部委員 方策に「学芸員業務の調査研究に対する比重を向上させる」とあるが、どういうプロセスで改善するのか。

博物館学芸G長 一朝一夕にいかない問題と認識している。
今後、博物館学芸員や博物館で働く人たちを対象に、館内や館外で実施している、専門性を高めるための研修に参加していく。

また、事務的な業務は、学芸員以外の職員が行うなど、事務分担を再考し、学芸員が調査研究に割く時間を確保していきたい。

渡部委員 人員配置は人事部門が行っていると思うが、博物館から要求していくことはできるのか。

- 博物館学芸 G 長 博物館を所管する文化財課から、人事部門へ人員配置の話をしていると認識している。しかし、市全体の職員数が厳しい中なので、思うようにいかないのが実情である。
- 二本松委員 人事異動で、一般行政職から学芸員になるというのが現状のシステムと伺っている。
通常、学芸員は何年くらい学芸員業務を行うのか。
また、一般行政職といっても、文教部門、例えば文化財課などを専門的に回っている者と、税務など全く畑違いの部門にいた者が、学芸員資格を持っているからの理由で配置されるのでは違う。
畑違いの部門から学芸員になるということはどの程度ありうることなのか。
- 博物館学芸 G 長 学芸員業務を行う期間が、人によって差異がある。近年の例だと、長い方で10年、短い方で3～4年。平均すると5年程度という認識である。
- 二本松委員 学芸員が仕事に慣れて、自分なりにやってみたい調査研究テーマを設定して研究をするには、やはり年数がかかる。4～5年であれば十分な期間と思う。
- 博物館学芸 G 長 現在、博物館にいる正規職員の学芸員4名のうち、3名は文化財部門以外、例えば保健福祉部門から異動してきている。
残り1名は私のことだが、主に埋蔵文化財を専門に文化財部門に継続して携わっており、昨年度に博物館へ異動してきた。
- 二本松委員 3名の方は、学芸員となることを希望してきたのか、

定例の人事異動によって学芸員となったのか。

博物館学芸 G 長 全員に確認してはいないが、特に強い希望があったわけではないようである。

二本松委員 学芸員職の採用が進まない現状では、学芸員資格を持っている一般行政職の中から、積極的に希望者を募るよう、人事部門に働きかけが必要と考える。
学芸員は、やりたい気持ちがないとできない。
積極的に学芸員をやりたい職員であれば、様々なリスクを回避できるし、同じ 3～4 年でも充実した職務期間となるのではないか。

博物館学芸 G 長 今年度、博物館ではないが、埋蔵文化財に関する学芸員を専門職として 1 名採用した。
とはいえ、学芸員の専門職採用はすぐには進まないであろうし、採用した学芸員が成長するにも一定の期間が必要である。
委員御指摘のように、気持ちを持った方に学芸員となってもらうのは大変重要なことと考える。

二本松委員 高校や中学校の歴史の教員が、人事交流として、一時的に博物館へ異動してくるということは、浜松市のシステムとして可能か。

博物館学芸 G 長 浜松市博物館では現在、小学校の教員 1 名、中学校の社会科の教員 1 名が指導主事として勤務している。
高校の教員については、県立と市立ということもあると思うが、当館で勤務した実績はない。
市立高校の教員であれば、あるいは可能と思われる。

二本松委員 学芸員としての異動を要請することは可能か。

- 博物館長 文化財課から要請していくことは可能かと考えるが、最終的には人事部門の判断となる。
委員御指摘の内容は、再調査委員からも提言が出ているので、今後、人事部門において検討されるものと考ええる。
- 二本松委員 文化財行政は、一般的に教育委員会部局にあるが、浜松市や静岡市は市長部局にある。市長部局にあることで、動きやすい点があり、一方で学校と連携しづらい点もある。
学校には学芸員資格のある教員がいると思うので、短期間で学芸員を確保できるのではないかと。
- 笹原会長 学芸員職も、年に1人ずつでは資格保有者がなかなか増えない。
歴代の文化財課長は、短くない期間を主に文化財行政に携わっていた方が就かれていたと認識している。明示化されていないものの、やはり専門職という位置づけがされていたのではないかと。
人員配置を計画的にされないと、やはり、主体がないところでは調査研究はできない。
- 廣瀬委員 資料1については、これまでの議論の内容が概ね意見・評価として記載されている。分量を考えるとこの程度の内容になると思われるので、私から追加で入れる意見はない。
- 竹内委員 市民の視点から、学芸員のモチベーションを上げることに興味がある。
学芸員にモチベーションがあれば調査研究によって得られる成果は変わってくるだろうし、結果として展

示方法や講座内容の質など、市民への還元に関わってくる。

ウ 戦略指標 3

笹原会長

デジタル化について、具体的に検討している事項はあるか。

博物館学芸 G 長

中央図書館で浜松文化遺産デジタルアーカイブという取り組みを行っており、博物館、美術館、文化財課もそちらへ資料を出している。

今年度末に内容を更新し、博物館所蔵資料については各種の絵図や埴輪の 3D 画像、また、紛失資料の 1 つ「浜松城二の丸絵図」をデジタル撮影しており、今後公開する予定である。

館内については、まだ Wi-Fi が一部しか整備されていないので、QR コードを読ませるような展示を、整備状況に合わせて増やしていきたい。

渡部委員

博物館に来る人以外を対象とした講座をどの程度開催しているか。学生と一緒に連携講座を行うと、圧倒的に年配の方が「学びたい」といって来るので、ニーズがあると感じている。

博物館に来なくても博物館を感じられる講座が多くあるとよいと考えるがどうか。

博物館学芸 G 長

外部の研究者による講座は、年に 1~2 回行っている。また、体験学習でも、その体験に慣れた方に講師となってもらい、指導を行ってもらうことがある。

博物館で行うときもあるし、広い講座室が必要な場合は、地域情報センターやクリエート浜松を会場にするときもある。

- 渡部委員 協働センターで行うことはあるか。
- 博物館学芸 G 長 協働センターの場合、博物館職員が出向くことはあるが、外部の研究者が行くことはやっていない。
- 渡部委員 年配の方は SNS で情報を拾えないので、協働センターにチラシなどが置いてあると、老人クラブや自治会へ知らせることが多いと伺ったことがある。学生といると、あたかも SNS だけが情報の発信手段と勘違いしてしまうが、一方で紙媒体での発信も押さえておく必要があると感じている。
- 田中委員 博物館法の改正法が今年 4 月から施行される。登録博物館となるためには、今後再申請をしなくてはいけませんが、浜松市博物館は今から動いているか。また、同法の施行規則も改正されて、今後、各自治体は登録博物館の基準を整備していくことになる。国から示された基準はざっくりとしたものだが、資料管理の体制を整えていることも施行規則の項目に含まれている。実際に体制の整備を検討するのは教育委員会かもしれないが、現場に相談があった際は「資料管理のためにこういった体制、人材が必要」と発信した方がよい。また、博物館法でデジタル化についても規定されたので、そのために専門人材が必要ということも現場から発信し、人員体制を強化するチャンスとしてほしい。
- 博物館長 博物館法の改正を受けて、市の博物館条例の一部改正を行う準備をしている。登録博物館に関しては、現在、本博物館で具体的には動いていない。
- 博物館学芸 G 長 博物館の登録は、文化財課本課で事務を行っている。

登録制度を踏まえて、今後、本博物館をどうしていくか、具体的な話はまだしていない。

田中委員 登録博物館に関しては、文化庁がオンラインでレクチャーをしていたが、自治体から議論百出で質問が集中していた。

登録博物館については法の経過措置があるが、現在の事業を行いながら登録をし直すのは大変な作業となると思われるので、人員体制も考えながら、早めに準備した方がよい。

博物館学芸 G 長 先日、日本博物館協会の東海支部総会に参加した。「デジタル化しないと登録を外されてしまうのか」との質問に対し、日本博物館協会の理事からは「デジタル化していないからといって、すぐに登録を外されることはない」と回答していた。

デジタル化に関しては、法律に明文化されたところであり、「資料整理」、「連携」と併せて、当博物館の課題として意識していきたい。

田中委員 法改正で、ネットワーク化や文化観光など努力義務としてプラスアルファで増えた部分が多い印象である。法改正で求められている内容を今の体制のままで実現しようとする、現場に人が足りず、混乱する。博物館の再登録もできなくなる恐れがあるので、内部でよく検討してほしい。

博物館長 文化財課と調整し、人事課へ働きかけて人員を確保していきたい。

笹原会長 文化財課と博物館の場所が離れているため、連携ができていないのか懸念している。

専門家として田中委員がいるので、協議会内であったり、文化財課と博物館であったりで法改正に関する勉強会を行うことも一案である。先々の手立てをしておかないと、急ごしらえでは対応できない印象である。また、人員配置について、文化財課や博物館から人事課へ意見しても通らないのであれば、博物館協議会や文化財保護審議会の名義で申し入れをすれば、いくらかでも話が通るかもしれない。協議会や審議会を活用していただければと思うので、文化財課とも協議してほしい。

エ 戦略指標 4

オ 戦略指標 5

安池委員

ボランティアが増えるような募集方法は、具体的に進んでいるのか。

博物館学芸 G 長

新規に、広報はままつへボランティアの募集記事を載せる準備をしている。年度当初には応募者向けの説明会を開催する予定である。

安池委員

広報はままつでどのくらい反応があるのか

博物館学芸 G 長

今回が初めてなので、どの程度の反応があるかはまだ分からない。

これまでは、チラシを図書館や協働センターなどへ配布したり、館内に掲示したりしてボランティアを募集していた。今後は、広報に記事が載る時期に SNS でも記事を出していき、それでどの程度人が来るかを把握したい。

安池委員

学校や市民団体が集まるような場所へは、チラシを配布しているか。

- 博物館学芸 G 長 配布していない。学生で来る人は多くないが、検討していきたい。
- 有菌委員 市役所に広聴広報課という課があるが、広報事務はそちらが一元化して行っているのか。
あるいは、先ほどチラシを作るという話があったが、博物館独自で行っているのか。
広報事務を一任できれば、その分を博物館の業務に回せるのではないか。
- 博物館学芸 G 長 広報はままつは、記事の内容を博物館で作成しデータを渡せば、レイアウトなどは広聴広報課でやってもらえるので、博物館側の手間はそれほどない。
チラシについては、博物館で作成、印刷し、配布を行っており、これらの事務を代わりにやってくれる部署はない。
チラシは、広聴広報課へ持ち込むと、同課から市政記者クラブの担当者へ配ってくれて取材を受けやすくなるので、これからも積極的に活用していきたい。
- 渡部委員 先日、大河ドラマ館に行ったが、まだ中に何もなくて驚いた。
担当部署が違うかもしれないが、あれだけ広大な場所を使いながら中に何もないのであれば、博物館の様子などを一緒に情報発信はできないか。
- 博物館学芸 G 長 担当部署は異なるができないことはない。
すでにポスターやチラシの配架は依頼して対応してもらっている。博物館の家康関連の展示を9月までやっているなので、もう少し PR できないか働きかけをしていきたい。

笹原会長

私も先日、やらまいか総合戦略会議の委員の一員として大河ドラマ館を見学した。

大河ドラマ館は NHK が取り仕切っていて、内部にはあまり市側は手を出せない。大河ドラマ館の外にあるインフォメーションコーナーは市が使用でき、博物館のポスターも貼られていたが、正直、それでは PR が足りないと感じた。

聞いたところでは、大河ドラマ館と浜松城がペアチケットとなっているため、大河ドラマ館を訪問した方の多くは浜松城へも足を運ぶとのことであった。

浜松城は浜松市の建物であることを踏まえると、大河ドラマ館ではなく、浜松城で博物館の PR を行う方法が現実的と感じた。

大河ドラマ館がオープンしたことで、多少は博物館への波及効果はあったか。

博物館長

平日に観覧者が増えている印象はない。

土曜、日曜は観覧者数が 3 桁に届くこともあるが、観覧者が大河ドラマ館へ立ち寄ってからきたかなどの調査はしていない。今後はアンケートなどで検証する必要があるかもしれない。

博物館学芸 G 長

大河ドラマ館や浜松城については、これまでも博物館事業のチラシやポスターを置いていたが、今後もう少し力を入れて、大河ドラマ目当ての方を取り込んでいきたい。

(2) 令和 5 年度博物館事業予定等について

博物館学芸 G 長 (資料に基づき説明)

渡部委員	<p>戦略指標 3 の定量的評価 10 は、定性的評価に移すとのことだが、今後、人数は出てこないということか。大学から博物館実習やインターンを博物館にお願いする際、過去にどれくらいの人数を受け入れていたかがあった方が分かりやすい。</p>
博物館学芸 G 長	<p>事業評価として人数は出てこないが、博物館実習やインターンの受入実績の集計は継続して行う。問合せをいただければお答えできる。</p>
笹原会長	<p>戦略指標 1 の定量的評価 3「新規受入資料の展示公開率」は別の指標へ変更となっている。</p> <p>再調査委員において、一時紛失となった「浜松城二の丸絵図」が、購入後に一回も公開していなかったということが話題になった。</p> <p>事業評価の指標として入れなければいけないというわけではないが、「新規受入資料の展示公開率」は何らかの形で公表はしなければいけないのではないか。</p>
博物館学芸 G 長	<p>委員御指摘の内容は、定性的評価 4 の上から 2 つ目が近いものと思われる。</p> <p>例えば、こちらに「未発表資料の積極的な公開」などの文言を加えるということではどうか。</p>
笹原会長	<p>それでよい。</p> <p>量的な評価をする必要はないが、「収蔵品がきちんと公開されている」旨の文言を追加してほしい。</p>
田中委員	<p>新規に受入れた資料は市民の財産なので、そこに市民がアクセスできないということは問題がある。</p> <p>修復が必要な資料もあるということは分かるが、展示だけが公開ではない。</p>

新規に受け入れた資料は、デジタル化しネットに上げればそれで公開したことになる。

今後はルーチンとして、新規に受け入れた資料は全てデジタル化し、展示は何年後かでないとできないにしても、デジタルであれば見られるという流れを作ることが必要ではないか。

博物館学芸 G 長 「展示公開率」ではなく、「公開率」として残していくということによいか。

田中委員 よい。デジタル化でも公開として計上すればよい。

笹原会長 例えば「展示”・”公開率」であれば、展示、デジタル化のどちらかでも行えばパーセントに加えることができる。定量的評価の指標を変えるのではなく、残した方がよい。
新規受入であれば件数もそこまで多くないし、100%に近い実績となるのではないか。

博物館学芸 G 長 過去の事例で、段ボール一杯の古文書の寄贈を受け入れたことがあった。そういったケースは整理が必要なので、100%はなかなか難しい。
目標をどこへ定めるかは今後検討するが、「デジタル化を含めてのパーセント」を考え方の基準として、指標は変更せずに残すこととする。

二本松委員 古文書は、デジタルだとしても即時公開にはリスクがある。まず読解しなければならないし、真偽の判断も必要。
拙速に公開することには不安があり、100%を目標値とすることは違う。

- 笹原会長 「出すべきもの」と「出すべきものではないもの」を分けた上で、「出すべきもの」の公開率で捉えればよいのではないか。
- 田中委員 古文書であれば「〇〇家文書一式、寄贈されました」ということを公にして、内容は整理中ですということになると思う。
- 笹原会長 令和5年度事業の予定に関して、何か意見はあるか。
- 田中委員 令和5年度事業として、除籍に関する取扱い基準を定めるとある。
日本では、資料の受入に関する基準（コレクションポリシー）が決まっていない博物館が結構ある。
入口の基準が決まっていないので、除籍に関する基準はほとんどなく、日本全体の課題である。
栃木県立博物館では、収蔵庫の増設に当たって除籍の基準をセットで整備している。
除籍については注意が必要で、学芸員の恣意的判断があってはいけないし、「収蔵庫が一杯なら捨ててしまえ」といった外部の圧力や乱暴な意見で捨てることあってはならない。また、気付かないうちに廃棄したなどということがないように、基準をきっちり作り、全て公開していくことが大切である。
- 博物館学芸 G 長 栃木県立博物館の林学芸部長と話した際、同館においても委員御指摘のような危惧があったとうかがった。
また、当館においては、除籍の検討時にたまたま在籍している学芸員の趣向や性格で一気に廃棄されることがないように気を付けたいと考えている。
検討している除籍の基準では、除籍の判断は学芸員全員と館長が行い、原則全会一致で決めることとしてい

る。

また、高額な資料は、学識経験者へ判断について意見を求めることとしている。

受け入れた資料は市としても財産であり、拙速に廃棄や処分がされることがないように吟味する旨を注意点として入れることも検討している。

渡部委員

「点検」の項で「文献・考古資料については、一部業務委託により行う」とある。

先日、他所で文芸大の学生が古文書の調査に参加していることを知り、「学生でも古文書の調査ができるのか」と感じた。

業者に依頼してもいいが、学生が取り扱っても大丈夫そうな資料であれば、彼らを活用することも1つの選択肢となるのではないか。

博物館学芸 G 長

過去には、大学と連携して学生に資料整理をお願いしていたこともあると聞いている。

通常 of 古文書整理の場合、古文書を細かく見て読んでいくが、今回の点検の場合、登録してある内容と実物を照合することが主で、行政的・作業的な側面が強く、研究職が薄い。

意向があれば学生の受け入れは可能だが、博物館側からお願いすることは申し訳ない。

二本松委員

除籍する資料はどうなるのか。

博物館学芸 G 長

廃棄、移管、返却等があるが、なるべく廃棄は避け、移管していきたい。

一例として考古資料だが、北区引佐町にある地域遺産センターは、本市における埋蔵文化財センターの機能を担っている。

過去、当博物館が発掘調査の機能も担っていたため、古い発掘調査の資料が当館に残っていて、新しいものが地域遺産センターにあるという現状になっている。このため、古い発掘調査の資料をなるべく地域遺産センターへ移管し、一極化することを考えている。

また、民俗資料の場合、同じ物が複数台あることがあるため、教材として使いたい学校があれば移管したり、博物館内の体験で使い倒したりといったことを想定している。

一方、漁業の網などで、劣化して触ると崩壊してしまうものや、凧などで、完全に分解していたり折れていたりするものは廃棄せざるを得ない。

二本松委員

捨てるくらいだったら、市民に入札してもらい少しでもお金になれば、次に有効に転用できるのではないか。小学校へ引き取ってくださいと投げかけても、場所も取るし手が上がらないと思う。

民具のように、正直嵩張るだけで大して価値のないものでも、欲しいという好事家はいる。博物館で公開オークションを開催することは可能か。

博物館学芸 G 長

数年前、山陰地方の博物館で市民向けのオークションをやったところがある、と聞いているが、当館でオークションについて正式に検討はしていない。

個人的にも、1度預かった資料であることを踏まえ、慎重に考えたい。

二本松委員

そういった問題を慎重にクリアした上で、公設骨董市のように実施すれば、「お宝が眠っているかもしれない」という注目から、市民の興味関心が高まるのではないか。

博物館学芸 G 長 図書館では、除籍した図書をご自由にお持ちくださいという施策をやっていることは承知している。

二本松委員 私は、図書館の施策について批判的で、売ることでお金に換えられるものをみすみす無料で配るということはいかがなものかと考えている。
売ることでも市の資産になるし、話題にもなる。もっと柔軟に、積極的に考えてほしい。

笹原会長 図書館の除籍図書は、持ち帰った人が売ることを禁止している。
お金を介さずに民具を譲渡した場合も、図書館の例に倣えば転売禁止ということになるが、果たしてそこまで縛りをかけられるのか。事務局で要件等を検討していただきたい。

(3) その他

博物館の資料管理に係る職員の処分について

笹原会長 「その他」について事務局から何かあればお願いする。

博物館長 (資料に基づき説明)

3 閉会

会議録署名人

(署名又は記名押印)